

「静岡県電力の調達に係る環境配慮方針」における新規参入者の入札参加についての取扱い

1 基本的考え方

新規参入者※については、参入年度より前の実績が無いので入札に参加することができない。

このため、以下のとおり、新規参入者における参入年度より前の実績を特例として認め、入札に参加することができるようにする。

※ 本取扱いにおける新規参入者は、参入年度をX年度とした場合、X年10月1日までに参入した者を対象とする。

2 新規参入者における実績について（特例）

新規参入者における実績について、特例として以下のとおり取り扱うこととする。

① 参入年度（X年度）より前の実績

- ・ 参入時から参入年度末までを、X-1年度の実績とみなす。

② 参入年度（X年度）の実績

- ・ 参入時から12ヶ月間を、X年度の実績とみなす。

<令和5年9月から参入した場合の例>

令和5年 9月 10月 11月 12月	令和6年 1月 2月 3月	4月 5月 6月 7月 8月	令和7年 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月
令和4年度実績とみなす			
令和5年度実績とみなす			
令和6年度実績（既参入者と同様）			

<令和5年12月から参入した場合の例>

令和4年 12月	令和6年 1月 2月 3月	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月	令和7年 12月 1月 2月 3月
※令和4年度実績は無し			
令和5年度実績とみなす			
令和6年度実績（既参入者と同様）			

3 その他

- ・ 本取扱いは、国の「電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について（令和6年5月23日付け20240517産局第1号・20240522資庁第1号・環地温発第2405225号）」による「別紙1 新規参入者の参入年度及び参入の次年度における排出係数の算出について」で示されている考え方等を参考にしている。
- ・ このため、本取扱いにおける排出係数の算出方法等については、上述の下線で示した国の方針を参照することとする。